

野木町の規定に基づき、令和4年度の野木町の職員人事行政等について、お知らせします。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

【採用試験の実施状況】(令和4年度実績)

試験区分		受験者	最終合格者
一般行政職 (令和5年4月採用)	一般事務	28名	5名
	一般事務(障がい者対象)	2名	—
保健師(令和5年4月採用)		1名	1名
保健師(令和5年5月採用)		1名	1名
社会福祉士(令和5年5月採用)		2名	1名

【退職者数】(令和4年度実績)

区分	定年退職	早期退職	普通退職	計
一般行政職	2	0	7	9
技能労務職	0	0	0	0
計	2	0	7	9

◆職員数の状況

◆職員数・定員管理の状況

【等級別職員の状況】(令和4年4月1日)

	基準となる 主な職務	職員数	構成比
1級	主事/主事補	17名	10.0%
2級	主事	19名	11.1%
3級	主査	47名	27.5%
4級	係長/主任	50名	29.2%
5級	課長補佐	16名	9.4%
6級	課長	13名	7.6%
7級	部長	4名	2.3%
1級	技能労務職	0名	0%
2級		0名	0%
3級		0名	0%
4級		5名	2.9%
計		171名	100%

【部門別職員数の状況】(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		3年度	4年度			
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	未来開発課廃課による(▲3)、政策係(▲1)、 消防防災交通係(▲1)、庶務文書係(1) 町民税係(▲1)
		総務	49	45	▲4	
		税務	12	11	▲1	
		労働	0	0	0	
		農水	10	10	0	
		商工	4	4	0	
		土木	17	17	0	
		民生	15	16	1	
		衛生	14	18	4	
		小計	124	124	0	
普通会計部門	教育部門	30	31	1	学校用務員(▲1)、国体推進係(1)、 図書館係(1)	
	消防部門	0	0	0		
	小計	154	155	1		
公営企業等 会計部門	水道	水道	4	4	0	子育て支援係(1) 環境リサイクル係(1)、新型コロナウイルス 感染症対策係(2)、健康増進係(1)
		下水道	4	4	0	
		その他	9	8	▲1	
		小計	17	16	▲1	
合計		171[198]	171[198]	0[0]		

(注) 1. 令和4年度地方公共団体定員管理調査による。
2. 職員数は一般職に属する職員数である。
3. []内は、条例定数の合計である。

【年齢階層別職員の状況】(令和4年4月1日)

年齢	人数	構成比
19歳以下	0名	0.0%
20歳以上 29歳以下	29名	17.0%
30歳以上 39歳以下	67名	39.2%
40歳以上 49歳以下	41名	23.9%
50歳以上 59歳以下	34名	19.9%
合計	171名	100.0%

2. 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

①人件費の総額(令和4年度一般会計決算見込)

人口(令和4年3月31日現在)	歳出額	人件費	人件費率
25,099名	8,491,944千円	1,481,481千円	17.4%

※人件費には、職員給料・手当のほか、町長等特別職、議会議員、各種行政委員等に支給される給与、報酬が含まれています。

②一般職員の給与費(令和4年度一般会計決算見込)

給料	564,738千円
職員手当	130,997千円
期末勤勉手当	219,714千円
計	915,449千円

③特別職の報酬、手当(令和4年4月1日現在)

給料	区分	給料月額等	報酬	区分	給料月額等	期末 手当	区分	給料月額等		
	町長	780,000円		議長	350,000円		町長 副町長 教育長	6月期 1.625月分 12月期 1.625月分	議長 副議長 議員	6月期 1.625月分 12月期 1.625月分
	副町長	620,000円		副議長	280,000円					
	教育長	580,000円		議員	260,000円		計	3.25月分	計	3.25月分

④職員の平均給料月額及び平均年齢
(令和4年4月1日現在)

区分	給料月額 (平均)	平均年齢
一般行政職 (事務職員、技術職員)	299,000円	39.5歳
技能労務職 (運転手、用務員)	302,300円	53.1歳

⑤職員の初任給
(令和4年4月1日現在)

区分	支給額
一般行政職	大学卒 182,200円
	高校卒 150,600円
技能労務職	高校卒 147,900円

⑥職員の経験年数別・学歴別給料月額
(令和4年4月1日現在)

区分	経験年数 10年	経験年数 20年	経験年数 30年	
一般行政職	大学卒	251,667円	351,100円	396,200円
	高校卒	234,700円	—円	375,650円

⑦職員の手当状況（令和4年度実績）

区分	内容		
扶養手当	配偶者	6,500円	
	子	10,000円	
	その他の扶養親族	6,500円	
	16歳から22歳の子1名につき	5,000円加算	
通勤手当	公共交通機関利用	運賃相当額	
	自家用車など利用	2km以上2,000円から	
住居手当	借家	家賃に応じて28,000円以内	
期末勤勉手当	支給月	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.2月分	0.92月分
	12月期	1.2月分	1.01月分
	計	2.4月分	1.93月分
職制上の段階、勤務の級等による加算措置があります。			

区分	内容		
退職手当	勤続年数	自己都合	応募・定年
	20年	19.6695月分	24.586875月分
	25年	28.0395月分	33.27075月分
	35年	39.7575月分	47.709月分
	最高限度額	47.709月分	47.709月分
定年前早期退職者応募認定制度による特別措置があります。			
特殊勤務手当	職員全体に占める手当支給職員の割合		3.24%
	支給総額		134千円
	手当の種類（手当数）		4
時間外手当	4年度	支給総額	59,651千円
		職員1人当たり支給年額	385千円
	3年度	支給総額	47,345千円
		職員1人当たり支給年額	307千円

⑧勤務時間の状況

- 始業終業時間 8時30分～17時15分
※勤務の特殊性がある場合は、別に勤務時間を定めます。
- 休憩時間 12時～13時

⑨年次有給休暇

- 一の年度において、20日以内
- 取得状況 平均使用日数10.5日

⑩特別休暇

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、忌引、交通機関の事故その他特別の事由により勤務しないことが相当と認められる休暇

⑪介護休暇

【概要】職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護で、勤務しないことが相当と認められる場合で、その勤務しない時間につき給与減額をする制度

- 取得状況 なし

⑫介護時間

【概要】職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間内の一部につき勤務しないことが相当と認められる場合で、その勤務しない時間につき給与減額をする制度

- 取得状況 1名

⑬病気休暇

【概要】職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

- 医師等の証明書が必要な病気休暇の取得状況 6名

3. 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業

◆育児休業及び部分休業

【概要】子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的とする制度

- 育児休業利用状況 7名
(生後3年に達しない子を養育している職員)
- 部分休業利用状況 3名
(3歳に満たない子を養育している職員が復職した場合に取得できる・勤務しない時間給与減額)

(2) 自己啓発休業

地方公務員法第26条の5の規定に基づき、公務に関する能力向上を目的として、大学等課程の履修又は国際貢献活動のため休業する制度

- 自己啓発休業利用状況 なし

(3) 修学部分休業

地方公務員法第26条の2の規定に基づき、公務に関する能力向上を目的として、学校教育法に規定する各種教育施設で、勤務時間の一部を修学のために休業する制度

- 修学部分休業利用状況 なし

(4) 配偶者同行休業

地方公務員法第26条の6の規定に基づき、配偶者の勤務や修学等の外国滞在に同行するため休業する制度

- 配偶者同行休業利用状況 なし

4. 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

【概要】地方公務員法第28条の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、退職をさせることができる制度

- 分限処分の状況 4名

(2) 懲戒処分

【概要】地方公務員法第29条の規定に基づき、戒告、減給、停職及び免職の処分をする制度

- 懲戒処分の状況 1名

5. 職員のサービスの状況

(1) サービス規律の概要

全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、誠実かつ公正に職務に専念する規律

(2) サービス規律の確保のために

- 地方公務員として相応しい接客等を行うために野木町職員接遇マニュアルの実施
- 野木町人材育成基本方針の実施

6. 退職管理の状況

退職時課長職以上の職員で、令和5年4月1日以降再就職した者 0名
(本町で再任用された者を除く)

7. 職員の研修及び人事評価の状況

(1) 研修の実施状況(受講者数)

- 小山地区職員研修協議会研修…138名
- 栃木県市町村職員研修協議会研修…25名
- 町自主研修…238名

(2) 職員の人事評価の実施状況

「人事評価制度」を平成28年度から導入・実施し、令和3年度の評価結果については、令和4年度6月期及び12月期の勤勉手当、1月期の昇給に反映しました。

区分	内容
目的	職員の能力及び業績を公正に把握することで、主体的かつ高い能力を持った公務員の育成を行うとともに、能力・実績に基づく人事管理により、組織全体の士気高揚、公務効率の向上、住民サービス向上を図る。
評価対象者	一般職の職員
評価項目	【能力評価】評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価 【業績評価】職員があらかじめ設定した業務目標の達成度その他設定目標以外の取組により、その業務上の業績を客観的に評価
評価期間	毎年4月1日から翌年3月31日まで

8. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康の保持増進対策

- 健康診断…一般健康診断、がん検診、ストレスチェック診断
- メンタルヘルス対策…カウンセリングの実施

(2) 労働安全衛生に関する事項

- 野木町職員衛生委員会の設置

(3) 公務災害補償の実施状況

【概要】地方公務員法第45条第1項の規定に基づき、職員が公務により死亡、負傷若しくは疾病し、または障害状態になった場合において、補償する制度

- 認定件数 0件

(4) 職員互助会への補助の実施状況

- 職員互助会が実施する職員の福利厚生事業に対し、1人当たり1,500円の補助をしています。

9. 勤務条件に関する措置の要求の状況

係属事案はなく、令和4年度に新たな措置要求はなかった。

10. 不利益処分に関する不服申し立ての状況

係属事案はなく、令和4年度に新たな不服申し立てはなかった。



健康タウンのぎを目指して 88

問健康福祉課 電話(57)4171



熱中症警戒アラート 全国運用中

熱中症警戒アラートは、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境になると予想される日の前日夕方または当日早朝に都道府県ごとに発表されます。

発表された情報はテレビ、SNSを通じて発信されます。



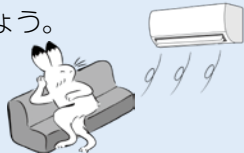
熱中症とは

暑い環境で体温の調整ができなくなった状態で、めまいや吐き気、頭痛、失神等様々な症状をきたし、最悪の場合は死に至る疾患ですが、下記のような予防行動を行えば防ぐことが出来ます。

熱中症警戒アラート発表時は徹底した予防行動を！

エアコンの使用

- ◆ 昼夜問わずエアコン等を使用して温度調節をしましょう。



予防行動の実践

- ◆ のどが渇く前にこまめに水分・塩分補給しましょう。(1日1.2Lが目安)
- ◆ 涼しい服装にしましょう。

熱中症のリスクが高い方への声かけ

熱中症になりやすい方

- ◆ 高齢者・子ども・持病のある方・肥満の方・障がい者等
- ◆ 身近な方から、夜間を含むエアコンの使用やこまめな水分・塩分補給等を行うよう、声をかけましょう。

外出を避ける

- ◆ 暑さを避けることが最も重要です。不要不急の外出はできるだけ避けましょう。
- ◆ 暑さ指数(WBGT)を確認しましょう。

運動の中止や延期

- ◆ 暑さ指数(WBGT)に応じて屋外やエアコン等が設置されていない屋内での運動は、原則、中止や延期をしましょう。



暑さ指数(WBGT)とは

暑さ指数(WBGT)とは、気温、湿度、輻射熱(日差し等)からなる熱中症の危険性を示す指標で、「危険」「厳重警戒」「警戒」「注意」「ほぼ安全」の5段階があります。段階ごとに熱中症を予防するための生活や運動の目安が示されていますので、日常生活の参考にしましょう。 [環境省熱中症予防情報サイト](#)

